

はちのへ文化のまちづくり推進ワークショップ

開催支援事業のご案内

市では、市民の皆様が当市の文化推進につながる文化的なワークショップ等を所定の施設で開催する場合に、**附属設備等を含む施設使用料を全額免除**する支援を行います。

ここでの「ワークショップ」とは、参加者が主体的に芸術を体験し、又は意見を出し合いながら共同で創作する勉強会、トークイベント、体験講座など、双方向的な体験型の講座のことです。

伝統文化から新しい文化まで、様々な分野で繰り広げられている多種多様で特色ある市民の自主的な文化活動の支援を行います。

支援の内容

- (1) 八戸市公民館、南郷文化ホール、更上閣の施設使用料（楽屋、会議室、附属設備を含む。）の全額免除。（冷暖房料は申請者負担。）
- (2) ワorkshop等開催の広報協力（広報はちのへ、市HP、チラシ配布、ポスター掲示等）

支援の対象となる方

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本拠を有する団体
- (2) ワorkshopを完遂できると認められる方
- (3) 直近3か年分の市県民税、固定資産税、国保税、及び軽自動車税を滞納していない方

支援の対象となるワークショップ

- (1) 申請者(団体)が主体となって行うもの
- (2) 広く開放され、市民が容易に参加できるもの
- (3) 参加料が無料又は低廉なもの（材料費など実費相当であること）
- (4) ワorkshopの内容が次のいずれかに該当するもの
 - ① 将来の先駆的・創造的な芸術文化活動に結びつくことが期待されるもの
 - ② 文化活動を担う人材育成や底辺拡大に結びつくことが期待されるもの

支援の対象とならないもの

- (1) 営利又は宣伝を目的とするもの
- (2) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 定期的で開催される稽古事など

その他

- (1) 支援の数は年間で5事業程度とし、申請のあったものから先着順に審査します。
- (2) 同一の内容で複数回実施する場合、支援を受けられるのは2回までとなります。
- (3) ワorkshopは、実績報告書の提出を含め、令和6年3月31日までに完了させてください。

※ 詳しくは、裏面の連絡先までお問い合わせ下さい。実施要領・申請書様式は、市ホームページからダウンロードできます。

Q&A

Q1. 学生は申請者になれますか？

A1. 学校の部活動やクラブでの申請の場合は、基本的に校長先生のお名前での申請となります。

Q2. 作品の展示会は支援の対象になりますか？

A2. 「双方向的な体験型の講座」が支援対象ですので、作品が展示してあるだけでは対象になりません。

Q3. “広く開放され”とありますが、参加者の募集に条件をつけることはできますか？

A3. 特定団体の会員のみ、といった条件をつけることはできませんが、対象年齢を考慮したもの等であれば構いません。

Q4. 施設予約の方法はどのようにすればよいでしょうか。

A4. 申請前に予約の際は、対象施設に、当ワークショップ開催支援事業に申請する旨を伝えた上で「仮予約」をしてください。申請受理後に、施設使用許可申請書・減免申請書を施設に提出いただきます。（申請前に使用料をお支払いしてしまいますと、後から減免申請ができませんのでご注意ください。）

事業例（過去に一般団体で実施した事業等）

(1) ドラマリーディングワークショップ

戯曲（劇の上演のために書かれた脚本）を持って声に出して読む演劇のシンプルな上演の形。セリフを覚える必要がないため初心者にも気軽に楽しめることから、広く一般の参加者を募り、戯曲の簡単なレクチャーのあと発表会を行う。（先駆的・創造的な芸術文化活動）

(2) デジタルカメラワークショップ

プロの写真家が講師となり、デジカメ初心者を対象に、カメラの扱い方、撮影や鑑賞のポイント等について解説する。その後実際に撮影した写真を印刷し展示する。また、撮影した写真について、プロの視点から評価を受ける。（写真愛好家の底辺拡大）

(3) 日本舞踊と邦楽の楽しいワークショップ

三味線や鳴り物の体験や日本舞踊の体験とプロの演奏家とワークショップ参加者によるステージ発表。（文化活動を担う人材育成や底辺拡大）

申請・問 八戸市 観光文化スポーツ部 文化創造推進課 文化創造グループ
八戸市大字番町10-4 八戸市美術館内 電話 43-9156（直通）
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>
申込期間 令和6年2月29日（木）まで
申請書受付時間 午前8時15分～午後5時まで（土・日・祝日は除く）

※申請書類は、ワークショップ開催日の20日前までに持参または郵送で提出してください。

市による広報支援を希望される場合は、余裕をもって提出ください。

（広報はちのへの掲載は3か月前、その他の広報は2か月前の提出を目安にしてください。）